



鳥取県公報

平成 24 年 2 月 24 日 (金)
第 8 3 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除予定 (106) (森林・林業総室) 2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (107) (東部総合事務所県民局) 2
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (108) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止 (109) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (110) (〃) 3
	開発行為に関する工事の完了 (111) (西部総合事務所生活環境局) 3
◇ 教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定 (3) (文化財課) 4
	鳥取県指定無形文化財の指定等 (4) (〃) 4
	鳥取県指定無形民俗文化財の指定 (5) (〃) 5

告 示

鳥取県告示第106号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 2 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡伯耆町福岡字上代山3994の4（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第107号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成24年4月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年 2 月24日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日
平成24年 2 月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人C l a m
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
西村 保彦
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市杉崎601-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、支援が必要な障がい者及びその家族、高齢者に対し、職業能力開発、実施活動の場と機会、及び交流の場を提供し、自立と福祉の増進に寄与するとともに、地域の活性化に寄与する事を目的とする。
- 6 定款の変更事項
特定非営利活動に係る事業

鳥取県告示第108号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月24日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社HRD i DEAL	鳥取市津ノ井 300-1	株式会社HRD i DEAL	鳥取市津ノ井300-1	就労継続支援 B型	平成24年2月 16日

鳥取県告示第109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月24日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人あしど	ヘルプサービスぼけっと	米子市道笑町二丁目126	平成24年2月10日	訪問介護
医療法人南家医院	医療法人南家医院	境港市渡町1480	〃	居宅療養管理指導

鳥取県告示第110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月24日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人南家医院	医療法人南家医院	境港市渡町1480	平成24年2月10日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第111号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成24年 2 月24日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成23年11月 8 日 鳥取県指令第201100114336号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市新屋町字一ツ家
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥根県松江市学園南一丁目19-22-507
阿部 功

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 3 号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成24年 2 月24日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

絵画の部

名称	員数	所在の場所
絹本著色東下り・耕作・草花図	5 幅	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

古文書の部

名称	員数	所在の場所
相見家文書	8 通	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

鳥取県教育委員会告示第 4 号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第19条第 1 項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる無形文化財を鳥取県指定無形文化財に指定し、同条第 2 項の規定に基づき、同表の右欄に掲げるものを当該鳥取県指定無形文化財の保持者として認定するので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成24年 2 月24日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

無形文化財 の名称	無形文化財の保持者		
	氏名	住所	特徴
陶芸	前田 昭博	鳥取市河原町本鹿	1 白磁を主とする陶芸の技術に習熟し、光と影の造形などと評される芸術上特に価値の高い製作を行っている。 2 磁器ならではの造形、表現を模索する創作姿勢は工芸史上において重要な位置を占めている。

鳥取県教育委員会告示第 5 号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年2月24日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

風俗慣習の部

名 称	所 在 地	保 護 団 体
大山のもひとり神事	西伯郡大山町大山	大神山神社奥宮